

【冷蔵倉庫確認表】

非木造(鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、軽量鉄骨造、コンクリートブロック造等の木造以外)の倉庫を所有していますか？

はい

倉庫内は摂氏10度以下に保管することができますか？

はい

倉庫そのものに冷蔵機能を備えており、建物全体の床面積の50%以上ですか？(プレハブ式冷蔵庫や業務用冷蔵庫等、単に冷蔵庫を設置しているのは対象外です)

はい

いいえ

いいえ

いいえ

今回の改正による変更はありませんので、ご連絡は不要です。

今回の法改正により、「冷蔵倉庫」の対象となる可能性があります。

お手数ですが、下記宛までご連絡をお願いいたします。

お問い合わせ先

うるま市役所資産税課家屋係
TEL: 098-973-5394